

# 川口市パートナーシップ届出制度の実施について

## (1) 目的

性的指向又は性自認に係る性的マイノリティの自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、パートナーシップ届出制度を制定するもの。

## (2) 制度の概要

ア 名 称 川口市パートナーシップ届出制度

イ 制定する要綱 川口市パートナーシップ届出制度に関する要綱

ウ 内 容

双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的マイノリティであり、相互の協力により互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約束している2人が市長に届け出るもの。

エ 対 象 者

次のいずれにも該当するもの。

(ア) 民法第4条に規定する成年に達していること。

(イ) 次の a、b、c のいずれかに該当していること。

a 双方が市内に住所を有していること。

b 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

c 双方が届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

(ウ) 近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。）

でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(エ) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。

(オ) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

オ 手 続

(ア) 双方が署名したパートナーシップ届出書に以下の書類を添付し提出する。

- 添付書類： a 届出者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
b 婚姻をしていないことが確認できるもの  
(例) 届出者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、  
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書など

(イ) 市は内容を審査し、要件を満たしている場合、「川口市パートナーシップ届出受理証明書」及び「川口市パートナーシップ届出受理証明カード」を交付する。

### (3) 開始日

令和7年1月1日(予定)